

「効果」がみられない場合は、
以下に相談してください。

行政手続についての具体的な苦情・相談は、各府省
の担当窓口や行政相談を行っている窓口どうぞ

● 総務省の行政相談窓口 ●

行政苦情110番(全国統一番号)

行政相談
0570-090110
おこまりなら まるまる くじょー ひゃくとおばん

最寄りの管区行政評価(支)局・行政評価事務所につながります
(※PHS、一部の電話サービス、IP電話などでは、行政苦情
110番を利用できない場合があります)

また、総務省ホームページからも相談ができます

総務省ホームページ内 行政相談のページ

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/soudan_uketuke.html

行政手続法の考え方などに関するお問い合わせ
は、総務省行政管理局行政手続室どうぞ

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎第2号館

TEL 03 (5253) 5111 (内線5353)

FAX 03 (5253) 5350

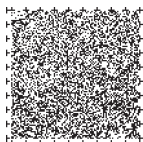
E-mail gyousei@tetsuzuki@soumu.go.jp

また、総務省ホームページでも
行政手続法についてお知らせしています

総務省ホームページ内 行政手続に関する共通的な制度のご案内

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/tetsuzukihou/index.html

「(平成18年8月改訂)」



←このしるしはSPコードといって、このコードをスピーチオという専用装置を使い読み取ることでページに書かれてある文章を音声で聞くことができます。

この印刷物は再生紙を使用しています。

役所の手続で お悩みの方に

行政手続法普及啓発用ブックレット

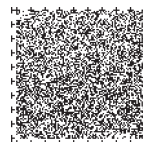
改訂版



日ごろの役所とのやりとりで、
「どうも手続がすっきりしない」、
「窓口で、何を聞いたらいいかわからない」。
そんなお悩みやご不満、ありませんか。
そんなとき、
「行政手続法」がお役に立ちます。
どんなお悩みやご不満にも「効く」
というわけではありませんが、
役所での手続を透明にする
…言ってみればお役所仕事を
さらさらにするドリンク剤のような…
効果があります。
お尋ねの多いお悩みやご不満について、
行政手続法ではどう考えることになるのか、
まとめてみました。



総務省
Ministry of Internal Affairs
and Communications



使用法

「申請」をするときに「効き」ます！

Q1

〇〇業を新たに始めたいので許可が欲しいのですが、どんなことを審査されるのでしょうか？どういうことに注意すれば許可されるのか分かりません。



A1



役所の窓口では、許可されるための具体的な基準を見ることができます。窓口でリクエストしてみてください。また、役所のホームページで見ることができるものもあります。

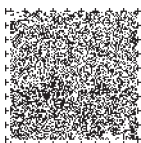
役所は、申請を認めるべきかどうか役所側が判断するときの具体的な基準（審査基準）を定めて、誰でも見ることができるようにしておかなければならないことになっています。

審査基準は、申請の提出先の窓口へ備え付ける、各行政機関のホームページに掲載するなどの方法で誰でも見られるようになっています。また、電子政府の総合窓口（e-Gov＝イーガブ）（<http://www.e-gov.go.jp>）で検索できるものもあります。

📖（参考条文）第2条第8号口、第5条
（条文は14ページ以下を参照してください。）

（ひとこと）

「申請」とは、許可、認可、免許など自分に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、それに対して役所が諾否の応答をすることが義務づけられているとされているものをいいます。



Q2

窓口の職員に申請書を出そうとしたら、「それは無理ですね」と言って申請書を受け取ってくれません！このため、こちらの申請が法的に認められるものなのか役所としての正式な判断が一向に分かりません。どうしたらいいんでしょうか？



A2

「申請します」と言って、申請書を置いてくればいいのです。役所は提出されたものを受け取らないことはできませんし、受け取った以上は速やかに審査を始めなければなりません。

なお、申請書を持ち帰ると申請がなかったことになるおそれがあります。提出したという証明をどうしても残したい場合には配達証明郵便などを使う方法もあります。

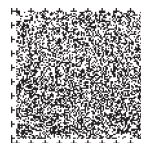


役所は、申請が届いたときは速やかに審査を開始しなければならないことになっています。したがって、申請を受け取らない、受け取っても放置しておくなどの取扱いは許されません。

📖（参考条文）第7条

【使用上の注意】

申請後、役所が正式に審査を行った結果として申請が認められないことはあります。ご注意下さい。



Q3

いつ許可が下りるのですかと聞いても、曖昧な返事しかありません!こちらとしても今後の段取りを考える目安が欲しいのですが…。



A3

「標準処理期間はどれくらいですか。私の会社は、いつぐらいに許可が下りるのか見通しはどうですか」と尋ねてみてください。役所はそのような情報提供に努めることになっています。



役所は、申請が届いてから結論を出すまでに通常の場合必要とする標準的な期間（標準処理期間）を定めるように努め、定めたときは誰でもそれを見ることができるようになっています。

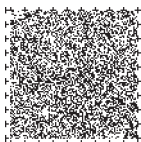
また、求めに応じて、できる限り、審査の進み具合や結論の出る時期の見通しを示すよう努めることになっています。

☞(参考条文) 第6条、第9条第1項

【使用上の注意】

「標準処理期間」はあくまで目安です。必ず標準処理期間内に結論が出るとは限りませんのでご注意ください。

また、不備な申請を補正するための期間は、標準処理期間には含まれません。



Q4

申請が不許可になりましたが、理由を教えてください。納得がいきません!



A4

「理由を教えてください」と明確に求めてみてください。役所は原則として答えなければならないことになっています。



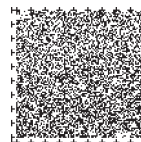
役所は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする（不許可等とする）場合は、原則として、同時にその理由を示さなければなりません。この処分が書面で行われるときには、その理由も書面で示さなければなりません。

☞(参考条文) 第8条

(ひとこと)

行政は極めて広い範囲にわたりますので、行政手続法を一律に適用することが適当でないと考えられる分野もあります。このため、行政手続法自体と、国税通則法などの個別法で行政手続法の全部又は一部の適用除外を定めています。

ご自分が行った申請等が行政手続法の適用になるのかどうか分からない場合には、各府省の相談窓口などに相談ください。



使用法

「不利益処分」を受けるときに「効き」ます！

Q5



どのようなことをしたら許可や免許が取消しになったり、資格停止になったりするんですか？

A5

役所の窓口で、許可取消などの具体的な基準を見ることができる場合があります。

また、役所のホームページで見ることができる場合もあります。



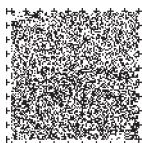
役所は、不利益処分をするかどうか、どのような不利益処分とするかについて判断するときの具体的な基準（処分基準）を定めるよう努め、定めたときは、誰でもそれを見ることができるよう努めることになっています。

処分基準は、申請の提出先の窓口で備え付ける、各行政機関のホームページに掲載するなどの方法で誰でも見られるようにするよう努めることとされています。

☞（参考条文）第2条第8号八、第12条

（ひとこと）

「不利益処分」とは、許可の取消し、一定期間の営業停止命令、施設の改善命令など、役所が法令に基づいて、特定の者に対して直接にその権利を制限したり義務を課したりする行為のことをいいます。



Q6

許可が取り消されたのだけれど、その理由が分かりません。



A6



はっきり「理由は何か」ときいてみてください。役所は原則として答えなければならないことになっています。

役所は、不利益処分をする場合は、原則として、同時にその理由を示さなければなりません。不利益処分が書面で行われるときには、その理由も書面で示されなければなりません。

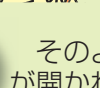
☞（参考条文）第14条

Q7



許可の取消しの前に、こちらの言い分を聞いてほしいのですが？

A7



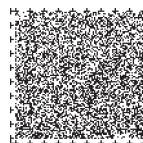
そのような場合、原則として聴聞が開かれますので、その場で反論などができます。



役所は、原則として、許認可の取消しの場合など、不利益が大きい処分をしようとするときには、処分を受ける人が口頭で意見を述べる機会を設けなければなりません（聴聞手続）。

なお、不利益がさほど大きくない営業停止などの場合は、書面で意見を述べる機会を設けることになります（弁明手続）。

☞（参考条文）第13条など



使用法

「行政指導」を受けたときに「効き」ます！

Q8

役所からいろいろなことを求められましたが、これは行政指導というものですか？



A8

「これは行政指導ですか？」「求められていることは何ですか？」「誰が決めたのですか？」など明確にしたいことを尋ねてみてください。役所は説明することになっています。



役所は、相手方に対して、何のためにどのような内容をお求めしているのか、そして、その行政指導についての責任者は誰であるのかを明確に示すこととされています。

これにより、相手方も行政指導を受けたことを明確に意識し、求められた行為をすべきかどうかの判断を適切に行えるようになります。

☞(参考条文) 第32条第1項、第35条第1項

Q9

行政指導を受けたのですが、必ず従わなければならないのでしょうか？



A9



無理に従う義務はありません。ただし、法令の定める義務については行政指導の有無にかかわらず果たしてください。

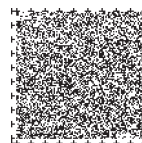
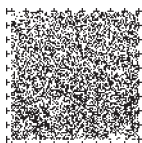
行政指導は、相手方の自主的な協力を前提としたものであり、それを受けた人に必ず従わなければならない義務が生じるものではありません。

また、行政指導は、それを行う役所の本来の仕事の範囲内で行われなくてはなりません。

☞(参考条文) 第32条第1項

(ひとこと)

「行政指導」とは、役所が特定の人や事業者などに対して、ある行為を行うように(又は行わないように)具体的に求める行為(指導、勧告、助言など)で処分でないものをいいます。



Q10

行政指導に従わなかったら、あとで役所から嫌がらせなど不利な取扱いを受けたりしないでしょうか？



A10

役所がそのようなことをするのは許されていません。そのような疑問や不安があったら、各府省の担当窓口や行政相談を行っている窓口相談し、疑問などを解消しておくことが重要です（裏表紙参照）。



行政指導の相手方がその指導に従わないからといって、そのことを理由に、例えば今まで平等に提供していた情報をその相手方だけに提供しなくなる、別の許認可の審査で意図的に嫌がらせをするなどの差別的、制裁的な取扱いをすることは禁止されています。

☞（参考条文）第32条第2項

Q11

役所の担当者から口頭で行政指導されたのですが、書面ではもらえないのですか？



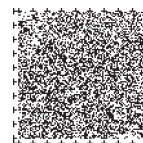
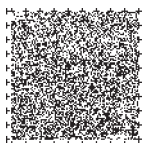
A11

「書面で下さい」と明確に求めると、書面にしてもらえます。



行政指導を行う者は、口頭で行政指導をした場合に、相手方から書面で欲しいと求められたときは、原則として、その行政指導の「趣旨」、「内容」、「責任者」を書いた書面を渡すことになっています。

☞（参考条文）第35条第2項



使用法

「届出」をするときに「効き」ます！

Q12



役所が届出を受け取らないと言っているのですがどうしたらいいのでしょうか？

A12

法令が求めるとおりの届出であるなら、役所は裁量で、受け取ったり、受け取らなかったりすることはできません。そのような届出をしようとしているのであれば、A2 (P2) でお答えしたのと同様に配達証明郵便などにより、役所に届いたことの記録が残るようにして役所に届ける方法があります。

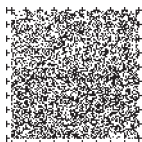


必要な書類がそろっている、記入漏れがないなど、法令に定める形式要件を満たす届出が提出先とされている役所に届いたときは、届出の行為が完了した（届出をする側の義務は果たされた）ことになります。

📖 (参考条文) 第 37 条

(ひとこと)

「届出」とは、役所に対して一定の事項を通知する（知らせる）行為（「申請」を除きます。）で、そのことが法令で義務付けられているものをいいます。



「地方公共団体」の役所の手続にも「効き」ます！

Q13



都道府県や市町村が行う処分、行政指導、届出にも適用されるのでしょうか？

A13

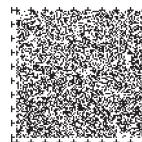


国の法令に基づくものであれば原則として行政手続法が適用されます。また、条例等に基づくものや地方公共団体が行う行政指導についても、多くの場合、行政手続法の規定と同じ趣旨を定めた行政手続条例等があります。

行政手続法は、国の機関、地方公共団体の機関にかかわらず、原則として法令に基づいて行われる申請に対する処分、不利益処分、届出に適用されます。行政指導については、国の機関に適用されます。

また、地方公共団体が条例等に基づいて実施する処分、行政指導、届出については、ほとんどの地方公共団体において行政手続条例等が整備されています（都道府県・政令指定都市の全団体が制定済みです。また、政令指定都市を除く市区町村の 99.4% が制定済みです（平成 17 年 3 月 31 日現在）。）。

📖 (参考条文) 第 3 条第 3 項、第 46 条



使用法


 審査基準などの案に対して、意見を提出できます！

Q14

役所が審査基準（p.1参照）などを定めようとする場合に、意見を言うことができると聞きましたが、どのようにすればよいのですか？



A14

審査基準などの案は、電子政府の総合窓口（e-Gov = イーガブ）（<http://www.e-gov.go.jp>）などで見ることができます。それらの案に対してご意見等がある場合には、電子メール、郵便、ファックスなどを使って役所へ提出してください。積極的にご意見などを提出していただくことが公正・透明な行政運営につながります。

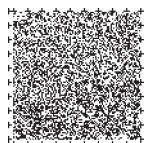
役所は、政省令や審査基準など（＝命令等）を定めるに当たって、案を公示し、広く一般からの意見を公募することとされています（＝意見公募手続）。この意見公募手続等の流れは次のとおりです。

- ① 定めようとする政省令などの案や関連資料を公示します。
- ② 原則として30日以上意見提出期間を定めて、広く一般の意見を求めます。
- ③ 提出された意見・情報を考慮して政省令などを定めます。
- ④ 提出された意見・情報やこれを考慮した結果を公示します。

 (参考条文) 第2条第8号、第39条、第42条、第43条、第45条

(ひとこと)

地方公共団体が命令等を定める場合については、意見公募手続は直接適用されません。ただし、第46条にあるように、地方公共団体においては、自ら必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。



窓口で、行政手続法を踏まえて相談しているのがうまく伝わらない場合などは、条文を示してみましょう。

行政手続法（抜粋）

（平成五年十一月十二日法律第八十八号）

第一章 総則

（目的等）

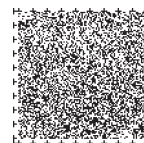
第一条 この法律は、処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。第四十六条において同じ。）の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2 処分、行政指導及び届出に関する手続並びに命令等を定める手続に関しこの法律に規定する事項について、他の法律に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法令 法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）をいう。
- 二 処分 行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- 三 申請 法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分（以下「許認可等」という。）を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。
- 四 不利益処分 行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - イ 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令上必要とされている手続としての処分
 - ロ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
 - ハ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分



第二章 申請に対する処分

(審査基準)

-  第五条 行政庁は、審査基準を定めるものとする。
- 2 行政庁は、審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
- 3 行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、法令により申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により審査基準を公にしておかなければならない。
- (標準処理期間)

-  第六条 行政庁は、申請がその事務所に到達してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間（法令により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、併せて、当該申請が当該提出先とされている機関の事務所に到達してから当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間）を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、これらの当該申請の提出先とされている機関の事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
- (申請に対する審査、応答)

-  第七条 行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなければならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。
- (理由の提示)

-  第八条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。
- 2 前項本文に規定する処分を書面とするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。
- (情報の提供)

ニ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

五 行政機関 次に掲げる機関をいう。

- イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関、会計検査院若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法律上独立に権限を行使することを認められた職員
- ロ 地方公共団体の機関（議会を除く。）

六 行政指導 行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。

七 届出 行政庁に対し一定の事項の通知をする行為（申請に該当するものを除く。）であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの（自己の期待する一定の法律上の効果を発生させるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。）をいう。

八 命令等 内閣又は行政機関が定める次に掲げるものをいう。

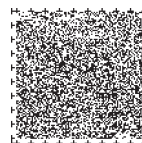
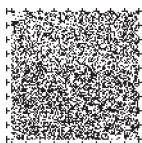
イ 法律に基づく命令（処分の要件を定める告示を含む。次条第二項において単に「命令」という。）又は規則

ロ 審査基準（申請により求められた許認可等をするかどうかをその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ハ 処分基準（不利益処分をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令の定めに従って判断するために必要とされる基準をいう。以下同じ。）

ニ 行政指導指針（同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項をいう。以下同じ。）

第三条・第四条（略）



第九条 行政庁は、申請者の求めに応じ、当該申請に係る審査の進
行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しを示すよう努め
なければならない。P3
参考条文

2 (略)

第十条・第十一条 (略)

第三章 不利益処分

第一節 通則

(処分の基準)

第十二条 行政庁は、処分基準を定め、かつ、これを公にしておく
よう努めなければならない。P5
参考条文

2 行政庁は、処分基準を定めるに当たっては、当該不利益処分の
性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならない。
(不利益処分をしようとする場合の手続)

第十三条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各
号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分
の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述の
ための手続を執らなければならない。P6
参考条文

一 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接
にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ず
る不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる
不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不
利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相
当と認めるとき。

二 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会
の付与

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用し
ない。

一 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規
定する意見陳述のための手続を執ることができないとき。

二 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至っ
たことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分
であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書

又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書
類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようと
するとき。

三 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、
販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技
術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該
基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべき
ことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実
験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようと
するとき。

四 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、
又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不
利益処分をしようとするとき。

五 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容
が著しく軽微なものであるため名あて人となるべき者の意見を
あらかじめ聴くことを要しないものとして政令で定める処分を
しようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

P6
参考条文第十四条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に
対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。
ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要があ
る場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所
在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すこ
とが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の
理由を示さなければならない。

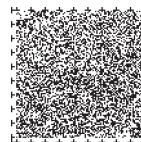
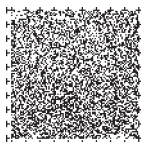
3 不利益処分を書面でするときは、前二項の理由は、書面により
示さなければならない。

第二節 聴聞

第十五条～第二十八条 (略)

第三節 弁明の機会の付与

第二十九条～第三十一条 (略)



第四章 行政指導

(行政指導の一般原則)

第三十二条 行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、いやしくも当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならない。

P7/P8
参考条文

2 行政指導に携わる者は、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならない。

P9
参考条文

第三十三条・第三十四条 (略)

(行政指導の方式)

第三十五条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。

P7
参考条文

2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。

P10
参考条文

3 (略)

(複数の者を対象とする行政指導)

第三十六条 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときは、行政機関は、あらかじめ、事案に応じ、行政指導指針を定め、かつ、行政上特別の支障がない限り、これを公表しなければならない。

第五章 届出

(届出)

第三十七条 届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。

P11
参考条文

第六章 意見公募手続等

(命令等を定める場合の一般原則)

第三十八条 命令等を定める機関（閣議の決定により命令等が定められている場合にあっては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「命令等制定機関」という。）は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

P13
参考条文

2 前項の規定により公示する命令等の案は、具体的かつ明確な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第一項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して三十日以上でなければならない。

4 (略)

第四十条・第四十一条 (略)

(提出意見の考慮)

第四十二条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定める場合には、意見提出期間内に当該命令等制定機関に対し提出された当該命令等の案についての意見（以下「提出意見」という。）を十分に考慮しなければならない。

P13
参考条文

(結果の公示等)

第四十三条 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布（公布をしないものにあつては、公にする行為。第五項において同じ。）と同時期に、次に掲げる事項を公示しなければならない。

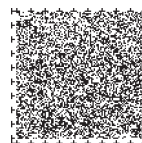
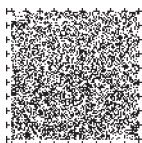
P13
参考条文

一 命令等の題名

二 命令等の案の公示の日

三 提出意見（提出意見がなかった場合にあっては、その旨）

四 提出意見を考慮した結果（意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。）及びその理由



審査基準が定められていないのではないかといった
疑問などがある場合には、
各府省の申請窓口へ直接聞いていただくか、
以下の問い合わせ先にお問い合わせ下さい。

各府省問い合わせ先

省 庁 名	部 局 名	電 話 (代表)
内 閣 官 房	内閣総務官室	03-5253-2111
内 閣 府	大臣官房総務課	03-5253-2111
宮 内 庁	長官官房秘書課	03-3213-1111
公正取引委員会	官房総務課	03-3581-5471
警 察 庁	長官官房総務課	03-3581-0141
金 融 庁	総務企画局政策課	03-3506-6000
総 務 省	大臣官房政策評価広報課	03-5253-5111
法 務 省	大臣官房秘書課	03-3580-4111
外 務 省	大臣官房総務課	03-3580-3311
財 務 省	大臣官房文書課	03-3581-4111
文 部 科 学 省	大臣官房行政改革推進室	03-5253-4111
厚 生 労 働 省	大臣官房総務課	03-5253-1111
農 林 水 産 省	大臣官房文書課	03-3502-8111
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	03-3501-1511
国 土 交 通 省	大臣官房総務課	03-5253-8111
環 境 省	大臣官房総務課	03-3581-3351
防 衛 省	大臣官房文書課	03-3268-3111

2～5 (略)
第四十四条 (略)
(公示の方法)

第四十五条 第三十九条第一項並びに第四十三条第一項（前条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項（前条において準用する場合を含む。）及び第五項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとする。

2 前項の公示に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

第七章 補則

(地方公共団体の措置)

第四十六条 地方公共団体は、第三条第三項において第二章から前章までの規定を適用しないこととされた処分、行政指導及び届出並びに命令等を定める行為に関する手続について、この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成六年政令第三〇二号で平成六年一〇月一日から施行)

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(平成一八年政令第一七号で平成一八年四月一日から施行)

電子政府の総合窓口（e-Gov＝イーガブ）から
行政手続法の全文をみることができます
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H05/H05HO088.html>

